

平成 28 年 4 月から
スタート！

不妊でお悩みの方へ 特定不妊治療の一部を 助成します



塩竈市では、赤ちゃんが欲しいけれどもなかなか授からないご夫婦の方々に、特定不妊治療費の助成を行います。

対象者 (下記の①～⑤全てに該当する方)

- ① 宮城県が指定する医療機関で特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受け「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業※」の助成決定を受けたご夫婦

※「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」で1回の治療につき15万円（初回のみ30万円）まで助成されます。詳細については塩釜保健所（Tel.363-5507）にお問合せください。

- ② 治療期間および助成申請日において、夫婦または夫婦の一方が市内に住所を有する方

- ③ 平成28年4月1日以後に特定不妊治療を終えている方

- ④ 治療開始時の妻の年齢が43歳未満

- ⑤ 夫婦の前年分の所得の合計が730万円未満

助成内容

- 助成額 治療1回あたり10万円が上限
※一部の治療については5万円が上限
- 助成回数 初めて助成を受ける時の治療開始時の妻の年齢により異なります
 - ・満40歳未満（6回まで）
 - ・満40歳以上43歳未満（3回まで）

例えば…

初回の治療費が 40万円の場合
 （県からの補助） 30万円
 （市からの補助） 10万円
 （自己負担額） 0円
 ※治療費は医療機関により異なります。

申請方法

治療後に領収書（写）、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けたことを証明できる書類、通帳、印鑑をお持ちの上、下記の窓口申請してください。

申請期限：1回の治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）までに申請してください。

助成申請窓口 塩竈市保健センター TEL022-364-4786

申請方法、条件など詳細については市保健センターにお問い合わせください。

不妊に関する悩み等の相談

不妊・不育専門相談センター
 TEL022-728-5225（東北大学病院内）
 毎週 木曜日の 15:00～17:00
 ※年末年始、祝日を除く
 面接相談も電話予約の上、応じます